

# 追加資料 1

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行		改正案																	
<p>(預かり保育料の納付等)</p> <p>第6条 預かり保育を利用する保護者は、必要に応じ徴収される実費相当額のほか別表に定める預かり保育に係る費用(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による納付があった後、<u>法第30条の4第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る預かり保育料については、月額11,300円を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料</p> <p>(1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合</p>		<p>(預かり保育料の納付等)</p> <p>第6条 預かり保育を利用する保護者は、必要に応じ徴収される実費相当額のほか別表に定める預かり保育に係る費用(以下「預かり保育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による納付があった後、<u>法第30条の4第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る預かり保育料については、月額11,300円を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料</p> <p>(1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合</p>																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">預かり保育料の額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯</th> <th>その他の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>法第30条の4第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</td> <td>午前7時30分から午前8時30分まで</td> <td>0</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td><u>法第30条の4第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</td> <td>午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)</td> <td>0</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>				預かり保育料の額(円)				生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯	その他の世帯	<u>法第30条の4第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300	<u>法第30条の4第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)	0	1,050
		預かり保育料の額(円)																	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯	その他の世帯																
<u>法第30条の4第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300																
<u>法第30条の4第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)	0	1,050																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">預かり保育料の額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯</th> <th>その他の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>法第30条の4第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</td> <td>午前7時30分から午前8時30分まで</td> <td>0</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td><u>法第30条の4第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</td> <td>午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)</td> <td>0</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>				預かり保育料の額(円)				生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯	その他の世帯	<u>法第30条の4第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300	<u>法第30条の4第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)	0	1,050
		預かり保育料の額(円)																	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給付受給世帯	その他の世帯																
<u>法第30条の4第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300																
<u>法第30条の4第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が)	0	1,050																

前子ども	午前11時30分である場合)			も(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午前11時30分である場合)		
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,650		午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,650
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	2,100		午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	2,100
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	900		午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	900
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	1,350		午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	1,350
法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	150	法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであつて、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労	午前7時30分から午前8時30分まで	0	150
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	525		午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	525
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	825		午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	825
	午前11時30分から	0	1,050		午前11時30分から	0	1,050

午後6時30分まで (教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)		
午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	450
午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	675

備考

この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条	午前7時30分から	0	300

<u>働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>	午後6時30分まで (教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)		
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	450
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	675

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条	午前7時30分から	0	300

<u>の4第1項 第1号に 掲げる小 学校就学 前子ども</u>	午前8時30分まで		
	午前8時30分から 正午まで	0	1,050
	午前8時30分から 午後5時まで	0	2,550
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0	3,000
	正午から午後5時 まで	0	1,500
	正午から午後6時3 0分まで	0	1,950
<u>法第30条 の4第1項 第2号に 掲げる小 学校就学 前子ども</u>	午前7時30分から 午前8時30分まで	0	150
	午前8時30分から 正午まで	0	525
	午前8時30分から 午後5時まで	0	1,275
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0	1,500
	正午から午後5時 まで	0	750
	正午から午後6時3 0分まで	0	975

<u>の4第1号 に掲げる 小学校就 学前子ど も(次項 に掲げる 小学校就 学前子ど もに該当 するもの を除く。)</u>	午前8時30分まで		
	午前8時30分から 正午まで	0	1,050
	午前8時30分から 午後5時まで	0	2,550
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0	3,000
	正午から午後5時 まで	0	1,500
	正午から午後6時3 0分まで	0	1,950
<u>法第30条 の4第1号 に掲げる 小学校就 学前子ど もであっ て、その 保護者が 1月にお いて、48 時間以上 64時間未 満の労 働、介護、 看護又は 修学をす ることを 常態する 者である もの及び 法第30条 の4第2号 に掲げる</u>	午前7時30分から 午前8時30分まで	0	150
	午前8時30分から 正午まで	0	525
	午前8時30分から 午後5時まで	0	1,275
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0	1,500
	正午から午後5時 まで	0	750
	正午から午後6時3 0分まで	0	975

備考

この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項	午後2時から午後3時まで	0	300
第1号に掲げる小学校就学前子ども	午後2時から午後4時まで	0	600
	午後2時から午後4時30分まで	0	750

小学校就学前子ども			
-----------	--	--	--

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するもの)	午後2時から午後3時まで	0	300
	午後2時から午後4時まで	0	600
	午後2時から午後4時30分まで	0	750

法第30条の4第1項	午後2時から午後3時まで	0	150
第2号に掲げる小学校就学前子ども	午後2時から午後4時まで	0	300
	午後2時から午後4時30分まで	0	375

備考

この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

法第30条の4第1号	午後2時から午後3時まで	0	150
に掲げる小学校就学前子どもであつて、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども	午後2時から午後4時まで	0	300
	午後2時から午後4時30分まで	0	375

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。